

福島復興再生基本方針骨子（素案 調整中）

この骨子（素案）は、福島復興再生基本方針の策定に当たっての構成の確認や意見集約等のために作成したものである。各項目の詳細な内容については今後、福島県や県内市町村等のご意見を踏まえ、骨子項目も含め、修正を行うものであり、この骨子の項目に盛り込まれていない項目についても、基本方針に盛り込まれることがある。特に、第2については、避難者の帰還に向けた検討の進捗に応じて、大幅な変更があり得る。

平成24年 3 月30日に成立し、翌日公布、施行された福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）において、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有することとされた。このことを真摯に受け止め、法第5条第1項の規定に基づき、政府は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針として、福島復興再生基本方針を定める。

第1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義及び目標に関する事項**1 原子力災害からの福島の復興及び再生の意義**

- ・ 法の目的の明示
- ・ これまで福島の果たしてきた役割、福島の置かれている特殊な諸事情等
- ・ 国が原子力災害からの福島の復興及び再生に関する責務を総力を挙げて実行していくことが、東日本大震災からの我が国の復興と日本の再生のために不可欠（「福島の再生なくして、日本の再生なし」という考え方を明示）

2 原子力災害からの福島の復興及び再生の目標

- ・ 以下の目標を実現するため、各種の取組を重点的に推進し、「目指すべきふくしまの姿」の実現と「新生ふくしまの創造」を後押し
- ① 安心して暮らすことのできる生活環境の実現
 - ・ 安心して暮らし、子どもを生子、育てることのできる生活環境づくり等
- ② 地域経済の再生
 - ・ 風評被害対策、再生可能エネルギー・医療関連産業等の創出・集積、国際的な研究開発拠点の整備等
- ③ 地域社会の再生
 - ・ ふるさとへの帰還、公共インフラの整備、長期避難者との絆の維持等

3 福島の復興及び再生の基本理念・基本姿勢

- ・ 法に定める基本理念
- ・ 福島の復興及び再生に向けた基本姿勢
 - ① 福島全域と避難解除等区域等という二つの観点からの取組の推進
 - ② 原子力災害による被害を受けた福島の特殊な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な取組の実施
 - ③ 単なる復旧にとどまらない先導的な取組の推進
 - ④ 福島の未来を担う人材の育成と国内外の知見の結集
 - ⑤ 長期にわたる財源の確保と国、県、市町村が一体となった施策の実施

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- ※ 1及び4については、避難者の帰還に向けた検討の進捗に応じて記載内容を拡充。
- ※ 避難者の帰還、長期避難者への支援についての課題を踏まえて必要な制度的枠組の検討について記載。

1 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

(1) 避難解除等区域等の復興再生の道すじ

- ・ 段階的な帰還に向けた考え方、方向性等
- ・ 避難解除等区域の復興及び再生に当たり、整備の条件が整った地域から、地域全体の整合性に留意しつつ、計画的・段階的に復興・整備を進めていく必要があること、その際、県及び市町村が策定する復興計画等に沿って、交通インフラなどの復旧、生活環境の整備、産業・雇用の再生などの幅広い事項が一体的に進められる必要があること等

(2) 避難解除等区域の産業の復興及び再生

- ・ 農林水産業、商工業等の復興・再生や雇用の再生のために講ずる措置等

(3) 道路、港湾、海岸等の公共施設の整備

- ・ 道路、港湾、海岸等の国の代行等による速やかな復旧、並びに復興及び再生のための必要な施設の整備等
- ・ 鉄道の復旧に対する適切な指導

(4) 生活環境の整備

- ・ モニタリング情報の提供等による放射線からの安心・安全の確保や、上下水道、ごみ処理、電気・ガス、住宅、医療、福祉、教育、保育、防災等の生活に不可欠なサービスの確保等
- ・ 公共施設・公益的施設の点検、清掃、職員の募集等、それらの施設機能を回復させるために講じる措置等

(5) その他

- ・ 自治体機能、行政サービス、防犯・治安、消防・防災、住民ネットワークの維

持、絆・つながりの再生 等

2 課税の特例

- ・ 特例の趣旨等
- ・ 避難解除区域において適用される課税の特例（特別償却や税額控除等）の内容等

3 居住の安定確保

- ・ 特例の趣旨等
- ・ 避難指示区域から避難している住民の居住の安定を確保するための措置（公営住宅法の特例、都市再生機構や住宅金融支援機構の業務の特例、居住安定協議会）の内容等

4 将来的な住民の帰還を目指す区域における取組（長期避難者への支援等）

- ・ 避難解除等区域以外の将来的な住民の帰還を目指す区域においても、関係市町村等の意向を十分に勘案し、将来的な住民の帰還に向けて必要な準備のための取組を行うことや、当分の間、帰還できない住民の生活安定のための支援を行うこと、避難者を受け入れている地方公共団体への支援措置等

5 避難解除等区域復興再生計画の策定手続

- ・ 作成主体、計画の記載事項、福島県知事等の意見聴取等の手続等
- ・ 意見聴取は、福島県知事や関係市町村長の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等

第3 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 健康管理調査の実施の支援

- ① 福島県が行う健康管理調査の実施のための各種特例の内容
- ② 技術的な助言、情報提供等の国の支援措置 等

2 健康増進等を図るための施策の支援

ホールボディカウンター等を活用した被ばく放射線量評価等への支援 等

3 農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援

- ① 農林水産物、食品（加工品）の放射能濃度測定のための検査機器の導入支援
- ② 安全基準の設定・運用 等

4 除染等の措置等の迅速な実施等

- ① 放射線物質汚染対処特措法及び同法第7条に基づき策定した基本方針（平成23年11月11日閣議決定）を踏まえ、除染等が迅速かつ効果的、効率的に実施されるよう必要な措置を講ずること
- ② 除染等の措置等の実施にあたり福島県の住民が雇用されるよう配慮すること 等

5 児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置

- ① 校庭等の表土改善や通学路等の除染への支援
- ② 学校等の給食の検査への支援 等

6 放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等

- ① 環境回復のための福島における研究開発拠点整備

- ② 放射性物質による環境の汚染の除去等の福島における調査研究等の実施
- ③ 関連国際機関の機能や国際会議の誘致の促進 等

7 国民の理解の増進

- ① 放射線に関する健康上の不安の解消等のため、リスクコミュニケーション事業への支援
- ② 放射線に関する教育の円滑な実施に向けた必要な支援 等

8 教育を受ける機会の確保のための施策

- ① 学校施設の災害復旧事業に対する支援
- ② 被災児童生徒等に対する学習支援等のための教職員の配置
- ③ 多様で手厚い就学支援の実施やスクールカウンセラー等の派遣、自然体験活動を含む教育支援の取組に対する支援 等

9 医療及び福祉サービスの確保のための施策

- ① 医師・看護師の確保を含めた医療提供体制の整備等に対する支援等
- ② 地域包括ケアの推進 等

10 その他安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ① 子育て支援のための取組の推進
- ② 心のケアの促進等
- ③ 飲料水の検査体制整備支援 等

第4 原子力災害からの産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 原子力災害からの産業の復興及び再生に関する基本的な事項

- ・ 農産品、加工商品、工業製品、観光等への被害の状況を踏まえ、まず風評被害の回復に万全を期す必要があり、福島全体を対象として相互の取組を有機的に連携させ、一体的かつ総合的に風評被害の解消に向けた取組を行うこと等
- ・ さらに、エネルギー産業の再生や物流網の再構築、地域ブランドの再生をはじめ、あらゆる産業の復興・再生を図ること等
- ・ 産業の復興及び再生と新たな産業の創出等の連携による地域経済の活性化や雇用の安定・拡大等

2 産業の復興及び再生に係る規制の特例

- ・ 特例の趣旨等
- ・ 福島県知事が産業復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで規制の特例が適用される産業復興再生事業（福島特例通訳案内士育成等事業、商品等需要開拓事業、新品種育成事業、地熱資源開発事業、流通機能向上事業等）の内容等

3 復興特区法の特例

- ・ 特例の趣旨等
- ・ 法において定める復興特区法の特例（課税の特例）に関する内容等

4 風評被害対策など産業の復興及び再生のための施策

- ・ 産業の復興及び再生のために政府が実施する、以下の施策の具体的内容等
 - ① 農林水産業の復興及び再生のための施策
 - 消費拡大の促進、農業・加工用施設の整備、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等、農地・森林の除染技術等の開発、水産基盤整備、農業生産基盤整備、森林整備、治山事業等に対する支援、人材の育成・確保 等
 - ② 中小企業の復興及び再生のための施策
 - 研究開発の促進、施設の復旧・整備の促進、資金繰り支援、経営相談体制の強化、二重債務問題の解決に向けた支援 等
 - ③ 職業指導等の措置
 - 就職支援や公的職業訓練の実施、産業政策と一体となった雇用面での支援、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会の確保 等
 - ④ 観光の振興等
 - ・ 国内外からの観光旅客の来訪促進、観光地の魅力増進、宣伝、国際会議の誘致を含めた国際交流推進等の支援
 - ・ 独立行政法人国際交流基金による福島の国際交流推進への協力 等
 - ⑤ その他の風評被害対策
 - ・ 農産品や鉱工業品の販路拡大のための支援
 - ・ 情報発信、消費拡大機運の醸成 等

第5 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

1 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 福島県知事が作成する産業復興再生計画の内閣総理大臣への認定申請の手続、計画の記載事項、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項、法令解釈事前確認制度、計画の認定基準等

2 新たな規制の特例等の提案の受付及び対応に関する基本的な事項

- ・ 福島の創意工夫をいかし、原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るための新たな規制の特例等の提案制度の概要、提案の方法、提案を受けた政府の対応、福島復興再生特別意見書制度の概要等

3 その他産業復興再生計画に関する基本的な事項

- ・ 産業復興再生計画の変更に当たって必要となる内閣総理大臣への認定申請の手続や、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長等の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等

第6 新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

1 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進に関する基本的な事項

- ・ 再生可能エネルギー源の利用や医薬品及び医療機器に関連する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組そ

の他先導的な施策への重点的な推進についての基本的な方向性

2 新たな産業の創出等のための施策

- ・ 新たな産業の創出等について、福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画の実施のための以下の施策の具体的内容等
 - ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構による工場用地の無償譲渡
 - ② 研究開発の推進等のための施策（再生可能エネルギーの研究開発等に必要な措置、福島県立医科大学における医薬品等の開発拠点整備等）
 - ③ 企業の立地の促進等のための施策（原子力災害等復興基金、人材の育成・確保、新たなソーシャルビジネスの創出等）
 - ④ その他新たな産業の創出等のための法令上の手続の円滑化その他の措置

第7 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

1 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・ 福島県知事が作成する重点計画の内閣総理大臣への認定申請の手続、計画の記載事項、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長等の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項、計画の認定基準等

2 その他重点推進計画に関する基本的な事項

- ・ 重点推進計画の変更に当たって必要となる内閣総理大臣への認定申請の手続や、福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長等の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等

第8 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

- ・ 復興特区法に基づく施策の連携として、同法との関係のほか、同法に基づく復興推進計画と本法に基づく産業復興再生計画等の認定手続の柔軟な取扱い等
- ・ 原子力災害に係る紛争について法テラスの活用等

第9 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

福島復興及び再生に当たって、国は第1から第8に加え、以下の取組を実施。なお、こうした取組の前提として、まずもって、原子力災害の被害者に対する東京電力株式会社による迅速、公平かつ適正な賠償を促進。

1 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・ 福島復興及び再生に関する施策の推進のために必要な以下の措置を記載
 - ① 雇用・居住の安定確保や地域公共交通の維持・確保その他の生活の安定を図るための措置
 - ② 原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合の医療及び福祉にわたる総合的な措置
 - ③ 再生可能エネルギーの研究開発及び導入のために必要な財政上の措置並びに福島県が電源立地地域対策交付金を辞退した趣旨を踏まえた財政上の措置の検討

- ④ 復興交付金等の財政上の措置について、府省横断的かつ効果的な活用等
- ⑤ 住民の健康を守るための基金等（福島県民健康管理基金等）に係る財政上の措置等
- ⑥ 復興大臣による適切かつ迅速な勧告等

2 国、福島県及び県内市町村との間の連携並びに推進体制等

- ・ その他福島復興及び再生に関し必要な以下の事項を記載
 - ① 政府における推進体制、復興庁の役割、施策のフォローアップ・情報の共有
 - ② 福島県及び県内市町村との役割分担・連携と自主性・自立性の尊重
 - ③ 原子力災害からの福島復興再生協議会の活用

3 福島県知事による基本方針の変更の提案及び法の規定の見直し

- ・ 福島県知事による基本方針の変更についての提案がなされた場合における手続や福島県知事による関係市町村長等の意見聴取は関係市町村長等の意見が十分に反映されるよう丁寧に行うものとするなどの配慮事項等
- ・ 法附則に基づき、施行後3年以内に法の施行の状況や原子力災害からの福島復興及び再生の状況等を勘案し、課税の特例を含め、法の規定について必要な見直しを行うことに加えて、必要な見直しは、法の施行後3年を待たずに迅速に行うこととし、必要がある場合には法令の改正等を行うこと等